

# 全日本トラック協会ニュース

2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業

## 過去最多となる9,491事業所の申請を受理

新規申請1,669事業所、更新申請7,822事業所

～令和2年7月豪雨に係る特例措置を設けました～

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、  
Good「良い」、Glory「繁栄」の  
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、「2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」として、2020年7月1日（水）から7月14日（火）までの間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請受付けを実施し、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（各都道府県トラック協会）を通じて、申請資格要件等をクリアした9,491事業所の申請を受理しました。

事業発足から18年目にあたる2020年度は、新規申請が1,669事業所（前年度比+91事業所）となり、2年連続で増加となりました。また、更新申請については7,822事業所（前年度比▲49事業所）、合計では9,491事業所（前年度比+42事業所）と過去最多の申請件数となりました。

更新申請の内訳としては、初回更新申請（2018年度新規申請で認定された事業所に係る更新申請）が1,432事業所、2回目更新申請（2017年度初回更新申請で認定された事業所に係る更新申請）が1,864事業所、3回目更新申請（2016年度2回目更新申請で認定された事業所に係る更新申請）が1,960事業所、4回目更新申請（2016年度3回目更新申請で認定された事業所に係る更新申請）が1,155事業所、そして5回目更新申請（2016年度4回目更新申請で認定された事業所に係る更新申請）が1,411事業所となっています。

今後、評価基準に基づき申請書類の審査を厳正に行い、本年12月中旬に2020年度『安全性優良事業所』を認定・公表する予定です。

また、今般、申請受付期間中に発生した「令和2年7月豪雨」により被災された事業所に対して、特例措置を設けることといたしました。

災害救助法適用地域に所在する被災事業所、その他特例措置を講じる必要があると認められる事業所に対しては、2020年9月1日(火)から9月14日(月)に再度申請受付を行うとともに、帳票類の滅失により評価を受けることが困難である更新対象事業所にあつては、有効期間の1年間伸長を実施します。

詳細については、別添の『「令和2年7月豪雨」に係る被災事業所に対する貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について』、または全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

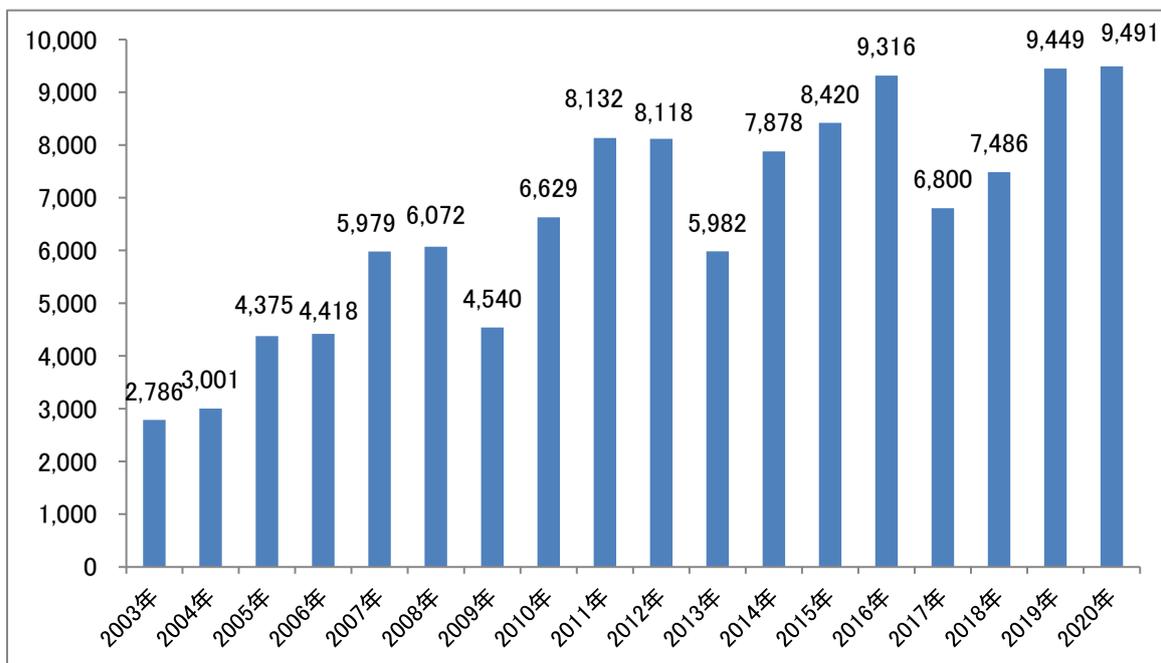
**本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会**

適正化事業部 板倉・谷・布施・松本 ☎ 03-3354-1067(適正化事業部直通)  
総務部広報室 齋藤、戸塚 ☎ 03-3354-1029(広報室直通)  
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

## 2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る申請の状況

	新規 申請	更新 申請						合計
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
申請件数	1,669	7,822	1,432	1,864	1,960	1,155	1,411	9,491
前年度比	+91	▲49	▲120	▲363	+12	+133	+289	+42

### 申請件数の推移



### 【2020年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・4月24日(金) インターネットによる申請書類の頒布開始
- ・5月8日(金) 紙媒体による申請書類の頒布開始
- ・7月1日(水)～7月14日(火) 郵送による申請書類の受付  
(地方実施機関にて実施)

※令和2年7月豪雨に係る特例措置の対象となる被災事業所等については、9月1日(火)～9月14日(月)に郵送による申請書類の受付を行う。

- ・12月中旬(予定) 安全性優良事業所の認定

### 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度であり、2003年7月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

2020年3月現在、全国で25,948事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。

## 2020年度（令和2年度）貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請事業所数

2020年7月27日  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

ブロック名	地区名	新規	初回更新	2回目更新	3回目更新	4回目更新	5回目更新	合計
北海道	札幌	26	51	30	44	42	33	226
	函館	4	4	8	10	6	5	37
	室蘭	4	8	11	8	8	10	49
	旭川	6	8	9	15	6	15	59
	帯広	4	8	8	11	10	6	47
	釧路	9	3	3	7	5	7	34
	北見	5	4	1	5	5	10	30
	計	58	86	70	100	82	86	482
東北	青森	26	30	20	24	19	10	129
	岩手	19	21	26	12	29	22	129
	宮城	39	40	45	34	25	23	206
	秋田	10	3	7	14	15	23	72
	山形	3	9	14	20	16	25	87
	福島	33	25	25	29	24	25	161
	計	130	128	137	133	128	128	784
関東	茨城	54	51	82	49	19	27	282
	栃木	28	25	31	33	14	12	143
	群馬	34	22	29	38	24	16	163
	埼玉	126	103	142	111	77	52	611
	千葉	69	45	100	101	45	40	400
	東京	84	86	136	125	62	73	566
	神奈川	77	75	156	105	44	43	500
	山梨	12	12	14	19	11	8	76
	計	484	419	690	581	296	271	2,741
北陸信越	新潟	36	26	33	36	38	42	211
	長野	21	27	22	39	27	55	191
	富山	18	10	15	21	17	16	97
	石川	26	20	18	20	18	16	118
	計	101	83	88	116	100	129	617
中部	福井	25	8	14	14	7	19	87
	岐阜	27	20	39	41	14	10	151
	静岡	56	43	44	70	53	36	302
	愛知	123	81	117	101	81	112	615
	三重	33	21	70	44	19	12	199
	計	264	173	284	270	174	189	1,354
近畿	滋賀	17	24	29	25	11	14	120
	京都	23	19	41	35	21	36	175
	大阪	121	76	123	122	64	90	596
	兵庫	56	39	67	81	31	63	337
	奈良	11	7	7	11	6	29	71
	和歌山	5	12	5	29	6	5	62
	計	233	177	272	303	139	237	1,361
中国	鳥取	7	5	5	6	28	13	64
	島根	10	13	10	18	10	13	74
	岡山	41	19	18	36	21	40	175
	広島	38	33	43	53	26	52	245
	山口	14	12	13	29	13	21	102
	計	110	82	89	142	98	139	660
四国	徳島	3	7	8	20	9	10	57
	香川	12	15	23	20	12	16	98
	愛媛	27	22	23	25	12	15	124
	高知	5	6	6	19	10	5	51
	計	47	50	60	84	43	46	330
九州	福岡	67	63	64	123	31	50	398
	佐賀	18	18	17	13	12	8	86
	長崎	13	24	13	19	9	9	87
	熊本	23	27	21	15	14	33	133
	大分	12	14	15	18	6	24	89
	宮崎	48	30	14	21	9	18	140
	鹿児島	49	49	25	12	9	44	188
	沖縄	12	9	5	10	5	0	41
	計	242	234	174	231	95	186	1,162
全国計		1,669	1,432	1,864	1,960	1,155	1,411	9,491

初回更新 : 2018年度に新規で認定を受けた事業所  
 2回目更新 : 2017年度に初回更新で認定を受けた事業所  
 3回目更新 : 2016年度に更新2回目で認定を受けた事業所  
 4回目更新 : 2016年度に更新3回目で認定を受けた事業所  
 5回目更新 : 2016年度に更新4回目で認定を受けた事業所

## 「令和2年7月豪雨」に係る被災事業所に対する 貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について

「令和2年7月豪雨」において被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)で実施する2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」について、「令和2年7月豪雨」で被災された事業所に対して、下記のとおり特例措置を講じます。

### 1. 特例措置の対象事業所

「令和2年7月豪雨」に係る災害救助法の適用地域に存する事業所であること。

ただし、上記のほか、特例措置を講じる必要があると認められる場合は、この限りではありません。

(参考)災害救助法適用地域(令和2年7月15日現在)  
8県(36市20町11村)

### 2. 申請受付期間に係る措置(新規申請・更新申請 共通)

特例措置の対象事業所に対しては、下記期間に申請受付を行います。

→ **2020年9月1日(火)～9月14日(月)**

※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る申請受付に係る特例措置に基づき、申請書類は地方実施機関へ原則郵送による提出とします。

上記受付期間に合わせ、申請書類の頒布期間は9月14日(月)まで延長。

※ただし、申請は全て手書きによる複写式申請書となります。なお、複写式申請書による申請であっても申請書の実費(1,000円)は特例により免除し不要とします。

### 3. 評価項目の評価を受けることが困難な場合に対する措置(更新申請に限る。)

2020年度の更新対象の事業所において、申請方式により希望する評価項目の評価を受けることが可能な場合には、通常のとおり評価を行いますが、希望する評価を受けることが困難な場合(※)には、次の①～②のとおり措置を行います。

- ①現在の有効期間を1年間延長し、更新申請の評価は次年度(2021年度)に実施します。
- ②次年度(2021年度)の更新申請において認定された場合には、有効期間を通常より1年間短縮し、①により延長した分と相殺します。

※評価を受けることが困難な場合は

今年度の更新申請において、下表の評価項目を希望する場合(前回の評価結果を用いる申請方式は除く。)において、「評価を受けることが困難な場合」欄のいずれかに該当する場合をいいます。

評価項目	評価を受けることが困難な場合
1. 安全性に対する法令の遵守状況	①地方実施機関による巡回指導の実施が、帳票類の滅失等により、困難な場合 ②運輸安全マネジメントに対する取組状況について、関係資料を滅失している場合
2. 事故や違反の状況	関係資料を滅失している場合
3. 安全性に対する取組の積極性	関係資料を滅失している場合

ただし、上記のほか、評価を受けることが困難な状況と認められる場合は、この限りではありません。

【認定証の取扱い】

有効期間が延長された事業所には、12月中旬に有効期間を延長した旨を記載した書面を送付します。(有効期間を延長した認定証の発行は行いません。)

#### 4. 申請資格要件に係る措置(新規申請・更新申請 共通)

事業用自動車が増加する等、今回の被災により申請資格要件の5両を下回った事業所については、当該自動車に係る罹災証明書の写しを提出することで、申請資格要件のうち、「配置する事業用自動車の数が5両以上であること。」は適用しません。

#### 5. 提出書類

##### A. 新規申請

- ①申請案内16ページ記載の「申請書類(提出書類)」
- ②当該事業用自動車に係る罹災証明書の写し(「4. 申請資格要件に係る措置」を受ける場合)
- ③令和2年7月豪雨に係る特例申請についての自認書(別紙1)

##### B. 更新申請

###### (1)「3. 評価項目の評価を受けることが困難な場合に対する措置」に該当する場合

- ①2020年度 安全性評価事業における特例措置申請書(別紙2)  
※2. の申請受付期間に別紙2を地方実施機関へ原則郵送により提出して下さい。

###### (2)「2. 申請受付期間に係る措置、4. 申請資格要件に係る措置」に該当する場合

- ①申請案内16ページ記載の「申請書類(提出書類)」
- ②当該事業用自動車に係る罹災証明書の写し(「4. 申請資格要件に係る措置」を受ける場合)
- ③令和2年7月豪雨に係る特例申請についての自認書(別紙1)

全国実施機関受付印	地方実施機関受付印

申請年月日 2020年 月 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

事業者名：  
 事業所（営業所）名：  
 事業所代表者の役職及び氏名：

印

### 令和2年7月豪雨に係る特例申請についての自認書

当事業所（営業所）は、令和2年7月豪雨の影響を受け、以下の理由により、貴機関が行う2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業における申請受付期間（2020年7月1日～7月14日）での申請が困難であったことを自認いたします。

#### Gマーク申請期間中での申請が困難であった理由

※該当するものの□内にレ印を付けてください。

- 事業所（営業所）が被災し申請書類が用意できなかったため
- 道路の寸断等により申請書類の提出が申請期間に間に合わなかったため
- 被災地対応が最優先事項となり、申請期間に間に合わなかったため
- その他（以下に記載して下さい）

2020年 月 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

認定証番号 

--	--	--	--	--	--	--

 ( )

事業者名：  
 事業所（営業所）名：  
 事業所代表者の役職及び氏名： ㊟  
 連絡先担当者氏名：  
 連絡先電話番号：

2020年度 安全性評価事業における特例措置申請書

当事業所（営業所）は、令和2年7月豪雨の影響を受け、以下の理由により貴機関が行う2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業による安全性評価を受けることが困難な状況であることから、特例措置の適用を申請します。

安全性評価を受けることが困難である理由

※該当するものの□にレ印を付けてください。

- 事業所（営業所）が被災し申請書類が用意できないため
- その他（以下に記載してください）

全国実施機関受付印	地方実施機関受付印